

# 衆議院内閣委員会ニュース

【第 198 回国会】令和元年 6 月 12 日（水）、第 22 回の委員会が開かれました。

## 1 内閣の重要政策に関する件（企業主導型保育・子どもの貧困対策）

・宮腰国務大臣、大口厚生労働副大臣、中村文部科学大臣政務官、新谷厚生労働大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）牧島かれん君（自民）、岡本三成君（公明）、阿部知子君（立憲）、早稲田夕季君（立憲）、岡本あき子君（立憲）、高橋千鶴子君（共産）、森田俊和君（国民）、山岡達丸君（国民）、小宮山泰子君（国民）、塩川鉄也君（共産）、浦野靖人君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

### 牧島かれん君（自民）

#### 企業主導型保育事業

ア 意義、効果及び今後の方針

イ 実績が予算額を下回る状況となっていることを受けた今後の予算計上の方針

ウ 都道府県と児童育成協会の監査の差異、児童育成協会が外部に監査を委託する際に留意すべき点及び児童育成協会の指導監査に対する内閣府の関与の在り方

エ 審査・指導監査の在り方、安定的な保育環境の提供に向けた対応、透明性を確保するための情報公開の在り方並びに国、地方自治体及び実施機関の役割分担

オ 企業主導型保育施設に対する立入調査及び抜き打ち調査の人的体制の在り方

カ 会計検査院による利用定員の設定等に関する改善の処置の要求

　a 1年以上にわたって定員充足率 50%未満となっている施設が 72 施設あるとの指摘への対応

　b 開設が遅れている施設があるとの指摘への対応

キ 助成金の申請から決定までのプロセスの見直しについての今後の方向性

ク 事業の取消し又は取りやめがあった事案についての助成金返還に向けた対応

ケ 新たな実施機関の選定基準及び実施体制の増強に関する方向性

### 岡本三成君（公明）

#### 子供の貧困対策

ア 今般の子どもの貧困対策推進法の改正において、子供の将来だけでなく現在に向けた対策であることが法の目的に明記された意義及び今後の政府の取組

イ 新たな子供の貧困対策に関する大綱の策定時期

ウ 子供の未来応援基金について、誰もが寄付しやすい仕組みを構築する必要性

エ 離婚時の養育費の履行確保に向けた宮腰国務大臣の決意

### 阿部知子君（立憲）

#### （1） 企業主導型保育事業

ア 補助金不正受給事案に関する児童育成協会からのメールを受けた内閣府の対応

イ 問題のある事業者に対する補助金の助成審査の甘さについて補助金不正受給事案の全貌が判明した段階で内閣府に求められる役割

ウ 補助金が適正に使用されたかについて補助金適正化法第 23 条に基づき内閣府が調査する必要性

エ 間接補助事業者たる運営事業者による譲渡案件について補助金適正化法第 22 条に基づく大臣承認を得ない譲渡の可否

- オ 内閣府と児童育成協会が取り交わした補助金交付要綱において事業譲渡に内閣総理大臣の承認を要するとされていることと補助金適正化法第 22 条の規定との整合性
  - カ 事業譲渡案件について内閣総理大臣の承認を要することとする必要性
  - キ 事業譲渡のあった 44 事業者について内閣府が主体的に調査する必要性
  - ク 行政事業レビューシートに記載された補助金の執行状況が実態と乖離していることについての責任の所在及び平成 31 年度レビューでの記載の在り方
- (2) 子供の貧困対策
- ア 今般の法改正を踏まえて大学進学時に子供が生活保護から世帯分離される現状を見直す必要性
  - イ 進学支援のために生活保護における世帯分離の在り方について内閣府から厚生労働省に働きかけて抜本的に見直すべきとの指摘に対する宮腰国務大臣の見解

#### 早稲田夕季君（立憲）

- (1) 児童虐待
- ア 本年 6 月 6 日に札幌市で発生した事件において安全確認がなされなかった理由
  - イ 訪問した職員の立場及びアセスメントシートが作成されなかった理由
  - ウ 児童相談所と警察の連携不足に対する大口厚生労働副大臣の見解
- (2) 企業主導型保育
- ア 補助金適正化法違反容疑で逮捕者が出たことに対する宮腰国務大臣の所見
  - イ 補助金適正化法違反容疑で逮捕者が出たことに関する責任の所在
  - ウ 児童育成協会を公募で選定した内閣府の責任
  - エ 企業主導型保育事業評価検討委員会への事業実績報告書の提出の有無
  - オ 補助金の返還時期及び未返還の補助金の件数と総額

#### 岡本あき子君（立憲）

##### 企業主導型保育事業

- ア 平成 30 年度に児童育成協会が行った立入調査の結果の公表時期
- イ アの調査の結果の上期分を公表しない理由
- ウ 過去の事業を精査し終えた上で新たな実施団体や補助金の公募を行うべきとの考えに対する宮腰国務大臣の見解
- エ 地方自治体の事例紹介を通じ結果として内閣府が儲かる事業だと PR しているように伝わることの責任
- オ 事業に対する内閣府の責任と課題認識

#### 高橋千鶴子君（共産）

##### 子供の貧困対策

- ア 子どもの貧困対策推進法の目的規定の改正において支援対象を「全ての子ども」としたことについての宮腰国務大臣の評価
- イ 子供の貧困対策に関する大綱における子供の貧困に関する指標
  - a 指標の対象が限定的であるため今後見直しを行う必要性
  - b 経済的困窮度だけでなく健康等の社会生活環境を踏まえた日本独自の指標を作成する必要性
  - c 就学援助制度の周知を義務化し就学援助率を地域差のない指標として使えるようにする必要性
- ウ 権利の主体である子供に就学支援に関する各種制度について早期段階で教えていく必要性

**森田俊和君（国民）**

- (1) 学校における性に関する教育の現状
- (2) 離婚した場合における養育費の履行確保
  - ア 法的な手続の現状
  - イ 国による支援体制
- (3) 特別養子縁組
  - ア あっせん機関同士のネットワーク作りの必要性
  - イ 養親同士の交流を促進する必要性
- (4) 子供食堂などに取り組む地域の民間団体を支援する必要性
- (5) 子供の貧困の支援に対する宮腰国務大臣の見解

**山岡達丸君（国民）**

企業主導型保育事業

- ア 実施機関の公募が行われる夏までに、同事業に関し指摘されている諸課題を整理及び改善させることの確認
- イ 上記公募を夏までに行うことの確認及びその具体的な時期
- ウ 上記公募において、入札者が現れなかった場合の対応
- エ 上記公募が不調に終わった場合、児童育成協会が同事業の実施を継続して担う可能性
- オ 国が保育施設に対し直接の指導監督をする体制を作るための具体的な方策
- カ 上記公募の結果にかかわらず、現在同事業に係る業務を担っている職員の雇用の安定及びスキルの継続に十分配慮する必要性

**小宮山泰子君（国民）**

- (1) 転居の際を含め児童虐待への対応を迅速かつ適切に行うため、全国共通データベースを国が整備する必要性
- (2) 保育士の同一労働同一賃金を実現する必要性
- (3) 児童が被害者である性犯罪における配慮
  - ア 具体的な取組内容並びに関係予算
  - イ 関係機関及び裁判所職員に対する周知方法
  - ウ 被害者氏名の秘匿措置
- (4) 男性及びセクシャルマイノリティ並びに障害者の性的被害に対する相談窓口の状況及び対応方法
- (5) 障害者に対する性犯罪に対応するため早期に刑法を改正する必要性

**塩川鉄也君（共産）**

- (1) 平成 29 年度企業主導型保育事業指導・監査実施要領に基づく立入調査結果
  - ア 指摘が多かった上位 5 項目の内容、件数及び全体に占める割合
  - イ 保育計画が整備されていない等の問題点の改善状況の確認の有無
  - ウ 抜き打ち調査の具体的な内容及び調査の対象となる施設
  - エ 立入調査で指摘事項が多かった施設に対する午睡時抜き打ち調査が 554 施設に上っていることへの懸念に対する政府の見解
  - オ 企業主導型保育事業の保育の質が軽視されているとの指摘に対する宮腰国務大臣の見解
  - カ 保育の質を確保せずに保育の受け皿拡大を目指してきたことが現場の深刻な実態の原因になって

いるとの指摘に対する宮腰国務大臣の見解

- (2) 企業主導型保育施設の整備における利用定員の設定等について会計検査院から指摘された内閣府の問題点
- (3) (2) で指摘された問題が生じた原因
- (4) 内閣府が企業主導型保育事業の量的拡充に重きを置いたことで質の確保が軽視されることとなった原因及び責任

**浦野靖人君（維新）**

- (1) 「企業主導型保育事業（平成 28 年度・29 年度助成決定分）の検証について」に休止している施設として記載されている世田谷区の施設の具体的な休止理由
- (2) 企業主導型保育施設の利用が低調であるとの会計検査院からの指摘への対応策
- (3) 保育の質の確保及び事業の継続性・安定性の確保の重要性
- (4) 企業主導型保育施設への指導監査における人的資源の不足に対する改善策
- (5) 交通事故から子供を守るための対策について、優先順位を上げ、関係省庁と連携協力し、予算を確保する必要性

**2 日本国憲法第八条の規定による議決案（内閣提出、憲議第 1 号）**

- ・管内閣官房長官から提案理由の説明を聴取しました。
  - ・質疑及び討論の申出がありませんでした。
  - ・採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
- （賛成—自民、立憲、国民、公明、共産、維新）